

平成 31 年/2019 度日本病理学会口腔病理専門医試験申請要綱

<平成 23 年度までの口腔病理研修開始者>

1. 口腔病理専門医認定試験の受験資格を得ようとする者は、臨床研修（歯科医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定）後に、次の各項の病理診断に関わる研修を修了していること。なお、研修内容は、口腔病理専門医制度運営委員会が提示する研修カリキュラムに準拠したものであることが望ましい。
 - (1) 病理解剖に携わった剖検例を 10 例以上経験していること。
 - (2) 口腔領域のいちじるしく片寄らない症例について、みずから病理組織学的診断を附した生検 1,000 件（若干の迅速診断を含む）以上を経験していること。
 - (3) 細胞診の基礎的能力を修得していること。

2. 口腔病理専門医試験を受験しうる者は、日本病理学会口腔病理専門医認定制度細則により下記の資格すべてをそなえた者であること。
 - (1) 日本国の歯科医師免許を取得していること。
 - (2) 死体解剖保存法による死体解剖資格を取得していること。
 - (3) 出願時満 3 年以上継続して日本病理学会会員であること。
 - (4) 口腔病理専門医受験申請時に、厚生労働大臣の指定を受けた臨床研修病院もしくは診療所における臨床研修（歯科医師法第 16 条の 2 第 1 項に規定）を修了していること。
 - (5) 上記(4)の臨床研修を修了後、日本病理学会の認定する研修施設において、満 4 年以上人体病理学を实践した経験を有し、その期間中に病理診断に関わる研修（口腔）を修了していること。
 - (6) 人体病理学に関する原著論文または学会報告が 3 編以上あること。
 - (7) 人格・識見に関する研修指導者の推薦があること。

3. 口腔病理専門医試験に必要な書類は、次の通りである。
 - (1) 口腔病理専門医試験願書（写真 4 × 3 c m 2 葉、受験票を含む）
 - (2) 資格審査申請書
（口腔病理専門医の資格があるかどうかを審査するのに必要な書類で、その記載内容が適正であり、誤りや不明な点がないよう留意すること）
 - a. 病理解剖症例数 10 例以上
 - b. 組織診症例数 1,000 件以上（口腔領域のいちじるしく片寄らない症例で、若干の術中迅速診断を含む）
 - c. 細胞診の基礎的能力を習得していること
 - (3) 歯科医師免許証（写し）
 - (4) 死体解剖資格認定証明書（写し）
 - (5) 人体病理学についての業績（原著あるいは学会演題抄録）3 編以上の別刷ないし写し
 - (6) 病理解剖リスト
 - (7) 推薦書、「日本病理学会が提示する口腔病理専門医研修手帳の提出は不要」。
 - (8) 歯科医師臨床研修の修了証明書（写し）

4. 申請期間：平成 31 年 4 月 1 日より平成 31 年 4 月 30 日まで（消印有効）
試験実施日：平成 31 年 7 月 27 日（土）、28 日（日）
試験会場：東京医科歯科大学

5. 受験手数料として、40,000 円を申請時前納すること（資格審査料 10,000 円 試験料 30,000 円）。

6. 試験合格者は、認定証交付時に資格認定料 20,000 円を納入すること。

7. 試験合格者は、口腔病理専門医部会費年額 6,000 円を納入すること。

8. 申請宛先（専用の封筒でお送り下さい）

〒113-0034 東京都文京区湯島 1-2-5 聖堂前ビル 7 階 日本病理学会事務局

TEL : 03-6206-9070 E-mail : jsp-admin@umin.ac.jp

※ 試験に関する郵送物の送付先は、学会登録連絡先と同じです。変更がある場合は、必ずご連絡下さい。

口腔病理専門医試験申請に関する注意事項

口腔病理専門医試験受験資格申請について、書類の記載不備の場合には申請者に修正後提出するよう返却、あるいは受験申請が受理されないことがあります。申請に当たっては以下の点に留意して下さい。

1. 死体解剖資格について

受験申請時に死体解剖資格を得ていないと受験は認められません。死体解剖資格申請を厚生労働省に申請中で、受験資格申請までに間に合わなかった場合は、受験資格は認められませんので、受験の前年度末までに必ず死体解剖資格を得るようにして下さい。

2. 剖検について

剖検は、いちじるしく片寄らない症例について申請者自らの執刀による病理解剖を行い、病理解剖学的診断を附した症例 10 例以上とします。申請される症例の重複や明らかな副執刀は認められません。

3. 業績について

受験資格に必要な業績は以下の内容が望ましく、学会発表の場合は必ず抄録の写しを添えて提出して下さい。

- (a) 業績 3 編のうち少なくとも 1 編は申請者本人が筆頭であり、また、少なくとも 1 編は“診断病理”等のしかるべき雑誌に発表された論文であること。
- (b) 病理学会以外の学会あるいは地方会での発表抄録の場合は、申請者本人が筆頭であるものに限ります。
- (c) 3 編は内容に重複がないものに限ります。
- (d) 原著論文は人体病理に関するものの他、人体材料を用いた実験的研究も可です。

4. その他

- (a) 各申請書類には氏名の記載漏れがないかチェックして下さい。
- (b) 資格審査申請書の記載にあたっては別紙「記載例」を参照し、記載項目の中で、記載しきれない事項は備考欄を使用して下さい。
- (c) 申請時に、申請書類は要綱の「2. 必要書類」に記載された順に並べて申請して下さい。
- (d) 日本病理学会の認定する研修施設とは、次のものをいいます。
 - (イ) 日本病理学会病理専門医研修認定施設および病理専門医研修登録施設
 - (ロ) 日本の大学歯学部、歯科大学およびその関連施設
 - (ハ) (イ)(ロ)と同等またはそれ以上の内容を有すると認められるその他の施設（外国の施設を含む。）
- (e) 平成17年度以前の歯科移籍登録者である受験者は、5年以上の人体病理学の実践期間が必要ですが、平成18年度以降に厚生労働大臣の指定施設における臨床研修を行った場合は、最高1年を限度として

これを実践期間に充当することが可能です。その場合は、歯科医師臨床研修修了登録証（厚生労働省交付）の写しを一緒にご提出下さい。

(f) 他、不明な点は事務局を通じて口腔病理専門医資格審査委員会に問い合わせして下さい。

日本病理学会口腔病理専門医制度運営委員会
口腔病理専門医資格審査委員会